

原始共同体と会計

山 口 孝

Ⅰ 問題の所在

会計の本質をつかむためには、会計の歴史を知ることが必要である。しかしその歴史を知るばあいにおいても、わざわざ人類の発生の端緒までさかのぼる必要があるだろうか。という疑問が生ずるのは当然であろう。

事実、われわれが知りうる限りの会計の歴史に関する書物をみたとしても、それを人類の発生の端緒ないし、原始共同体社会から取扱っているものはほとんどない。たとえそれにふれているものも、その社会においては、人間の経済能力がきわめて幼稚であったので、経済生活にたいする記録はもちろん、いかなる会計思考も、会計職能もありえなかった、とするのが常である。

シュマーレン・バッハ (Schmalenbach, E) は、会計の発達の歴史を人類発生のみなもとまでさかのぼって考察し、彼の理論を構成した数少ない学者の一人である。

彼は経済を評価過程 (それはある価値をどのように消費したらもつとも経済的なのか、という使用目的の比較と、生産的消費に際しついやしたものと作りあげられたものとの比較をなすことをいう) と、現実にあるものがついやされ、新しいものが

作りあげられていく材物交替過程にわけける。そのうち会計は材物交替過程の準備段階である評価過程に関連を有し、人間の評価能力、とくに経営の評価能力の発展こそが会計を生成・発展せしめたと考えるのである。

彼は人間の評価能力の発展を人類史の端緒までさかのぼって説いているのではあるが、しかしそれによると、封鎖経済段階までは、評価能力はまだ幼稚で如何なる会計的なものもありえなかったとしているのである。すなわち、

「人類が個々に食物を求めた時代においては特に目立たない経済精神を有し、また考慮するよりも衝動にしたがうことが多く、彼等の経済の維持のために彼等の知力を多く使用することをしなかった様に思われる。しかしまた、封鎖的家族経済の段階では経済との矛盾は多かった。個人経済または家族経済において何よりもまず第一に欠けたるものは財の有する価値に対する数字的表現である。あたかも封鎖されたる個別経済において不可能である様に、価値を数字的に表し得ない」(シュマーレン・バッハ、土岐政蔵訳、第七版「動的貸借対照表論」一二頁)と。

また「会計士および会計職能略史」(“A Short History of Accountant and Accountancy”)の著者ウールン(Arthur H. Woolf)は、奴隷制国家にはじまる彼の会計史をのべる準備段階として彼の著書の緒論部分において物財に関する記数制度の発達史や、原始共同体制度の下で広く行なわれた贈与形式による交換などに着目しているのであるが、原始共同体社会や氏族社会についての、正しい認識をもっていなかったために、そこから全く不十分な結果しか引出すことが出来なかったのである。すなわち彼は次のようにのべている。

「もっとも原始的な時代にあつては、各人は『自分だけ』の生活をした。したがって、単に日々の要求をみたすに足るだけのものを得るに過ぎなかった。すなわち、古代の穴居人は、空腹のときには彼の必要をみたすために、森林のなかに走りこんで獣を殺し、あるいは原野の草を摘み取ったのである。しかし、間もなく、比較的強いものは敢然とより進取的な方法に乗りだして、直接の要求をただみたすだけのものを手に入れる代りに、すぐに必要ではないが、

将来用いるためにしまっておくことのできるものを余分に貯えることになった。この余分が最初の資本であって富の蓄積に向けられた第一歩である」(ウルフ、前掲書、片岡義雄訳「古代会計史」三頁)と。

この両者に共通することは、原始時代、人間は「個々に食物をもとめたり」「自分だけ」の生活をしていたという、ロビンソン・クルソーの生活を前提としていること。そしてその生活が「空腹のとき」「衝動的に」野獣や野草をとって生活するという野蛮時代のもっとも初めにおける人類の生活を頭にえがいていることにある。しかし人類の歴史のなかで人間は個々人として生活したことは一度もなく反対に常に各種の形態の集団を構成して存在していたのである。

またシュマーレン・バッハは、封鎖的家族経済という全く家族が孤立して経済生活を営むという架空な段階を予想しているのであるが、マルセル・モース (Marcel Mauss) ものべているごとく「現在にかなり接近した時代に至るまでも、また、未開あるいは低級の名称で不当にも混同されている社会においても、自然経済 (Economie naturelle) と称されるものに類似したいかなるものも存在しなかったように思われる」(Marcel Mauss "Essai sur le don ; forme et raison de l'échange dans les sociétés archaïques" 有地亨訳「贈与論」二二頁) であり、その「交換制度がわれわれと異っているだけ」、取引は「いかなる既知の社会にも知られているとおもわれる人類の現象であるから」「取引は、商人制度の発達以前に、また彼らの主要な創作物であるいわゆる貨幣が存在する以前に見出される」のである (モース、前掲書、二二四頁)。

ウルフはまたまえにもみたように「しかし間もなく、比較的強いものは (このものが者すなわち個人をあらわしているならばここにも誤りがある) 「進取的な方法」で、将来用いるためのものを余分に貯えることになった」「この余分が最初の資本であって、富の蓄積に向けられた第一歩である」とのべている。余分すなわち人間の剰余生産物はすでに原

始共产制度のもとにおいても立派に存在しているが、それは決して資本ではない。それはともかくとして、以上の叙述につづいて、ウルフは、このような富は、物々交換される。この物々交換は「商業上の交換方式というよりも、むしろ相互の贈与方式といえるところの物々交換から事業が成立するかぎり、取引は即時に決済されるが故に、会計記録の必要はないであろう」(ウルフ、同、四頁)とのべている。はじめ交換が贈与という形式をとったという点の指摘はすぐれたものであるが、そのことから会計記録を必要ならしめなかったという結論を引出すその過程には大きい歴史の誤認がある。

モースがのべているごとく、交換が贈与という形式をとっていたのは、物やサービスの同時交換が行なわれた、からではなしに、同時交換が行なわれなかつたからである。すなわち原始共同体社会においては、たとえば或る首長が氏族を代表して他の氏族に贈与という形式で物やサービスを与えたならば、それに対して、一方の氏族は、それを必ず受取らなければならない義務が存在し、しかもそれに対して、必ずのちに、返礼——反対の贈与——がなされなければならない強固な義務が存在していたと思われるのである。したがって贈与という形式で与えられた物やサービスによって生ずる「債権」はそれを記憶させ「返礼」の義務——「債務」——を認識せしめる数多くの方法が存在していたのである。それは——それについてはのちにくわしく紹介するが——例えばマオリ族の「ハウ」——それは最初の贈与者に帰りがたがる霊である——についての信仰や、ヴァイクという一種の貨幣——それをもつならば必ず他に贈らねばならぬ——や、古代ローマのネクスム(拘束行為)——それは返済の義務を忘れさせないための付加的担保としてのスタプス(棒切れ)その他の交換によって達成せられる——や、或は単にその引渡しを集団の面前で行なうことなどによって、保証せられたのである。

いま一度くり返すならば、奴隸制国家が成立する以前においては、人間の経済能力、「評価能力」は著しく劣っていた。したがって、いかなる、会計思考、会計職能、会計記録もありえなかった、とするのが、シュマーレン・バッハ、ウルフ、或は一般の会計学者の見解である。^(注3)

これに対してわれわれは、「野蛮」、「未開」のあらゆる時代をつうじて、人類の生活様式には大きな変化があったこと、「野蛮」ないし「未開」時代において人類がその生存の必然的な条件として生み出した原始共産制度のもとにおいて、血縁家族、あるいは氏族全体の剰余生産物を他の家族あるいは氏族と交換するために贈与その他の形式での共同体的取引がなされ、また生活諸資料やその剰余あるいは生産手段を「共同体」で管理するために、すでに人間の経済能力ないし「評価能力」は相当高度に発達していたこと、それらは全体の生産力——したがってまた全体の剰余生産物——の増大とともに益々発達してゆき、その過程で会計職能が、はじめは首長である管理者の手で、のちにはその助手としての会計係の手で独立したかたちで行なわれるようになったこと、わずかの例ではあるがそのための記録さえも検出されていること、さらに原始共同体社会の矛盾・解体過程において一部の人間（首長や会計担当者のような）の私有財産の会計が生じ、その極限において、奴隸主が奴隸を搾取するための、はっきりと階級的な会計が生じたことを検証しようと試みているのである。

注1 モースが自然経済と称されるものに類似したいかなるものも存在しなかったように思われると批判していることは、シュマーレン・バッハの「封鎖経済」なるものが、いかなるはあいにもありえなかったことの批判にそのまま通ずる。何故ならば、封鎖経済とは、「交換なき経済」の概念であり、この封鎖経済は、原始的経済段階として、「自然経済→貨幣経済→信用経済」に先行せしめられる概念だからである（モース、前掲書、有地亨訳注（7）二六四頁参照）。

注2 岡田謙氏はその著「未開社会の研究」の中で未開社会が封鎖経済社会であるという、「通俗的見解」を実証的に批判されているのであるが、氏はそのことをつぎのようにのべておられる。

「未開社会に関する調査・研究の進むにつれて、従来信ぜられたが如き、未開社会を以て分業及び交易を知らない封鎖的經濟關係の社会となす見方は次第に維持され難いものとなってきた」(岡田謙、前掲書、昭和一九年四月刊、弘文堂、一〇〇頁)と。

注³ ただし不破教授は、一般の会計学者の「通念」をこえたところまでさかのぼって、会計思想の萌芽をみとめられていると考えられる。教授は「会計」ということの意味は、別に掘りさげて検討しなければならぬのであるが、おおまかにいえば、個人の經濟單位内における価値關係——財産や損益を計算するということである。しかし、会計の思考そのものの歴史はきわめて古く、人類に多少とも所有意識を生じ、多少とも価値觀念の發達したのちにおいては、人々はその財産の狀況についてならんからの記録計算をおこなうとしたものようであり、その痕跡は遠く紀元前二、〇〇〇年以上のバビロンにさえ求められるということである」(不破貞春『会計理論の基礎』中央經濟社二四頁)とのべられている。すなわち教授は、人類に——決して個人ではなくより社会的に教授は人間をとらえられている——多少とも所有意識と価値觀念が發達してくると、財産狀況についての記録計算が行なわれる。そこには何らかの会計思考の萌芽がみられるとされているのである。教授はそのような「痕跡」を、バビロンまでさかのぼって、もとめうるとされているのであるが、私見によれば、原始共產制社会においてすら、すでに、共有財産およびその社会の末期には私有財産が發生しており、また、贈与形成の交換或は物々交換のなかにすら、すでに価値觀念がみられるのであり、したがって、不破教授の理念は、そのままこの研究のテーマである原始共產制度まで——私見によれば——適用可能である、と考えられるのである。

Ⅱ 「野蛮時代」と評価能力

マルクスは、「古代社会ノート」において野蛮時代の人類の財産および發明、発見についてつぎのようにのべている。

「野蛮人の財産はささやかなものである。素朴な武器、織物、什器、衣服、石器、骨器、そして『個人の裝飾品』が——彼らのおもな財産物件である」、「部族が土地を共有し、また住居はその共住者たちによって共有された」と。

彼等の主要な道具Ⅱ生産手段は「最初の武器としての棍棒から、石の尖端をつけた槍へ、さいごに弓矢へ。燧石で

つくられた刀やのみから石斧や石槌へ。柳や藤でつくった籠から、火で食物を煮炊きするための容器となった粘土をぬった籠、さいごに土器製作へ」と新らしいものを生み出していったが、この時期の最大の発明であり、が、生産手段であったのは火をよびそれをおこす道具であった。

この時代にはまた血縁的な群から、諸氏族によって組織された部族への進歩がみられる。この時代の人類の経済観念はどうであったか、マルクスは

「財産物件が少くて——それを所有しようとする志向がない。現在では人間の頭を強力に支配している獲得の欲望 (Studium Ineri) もない」(以上、マルクス、前掲書、六五頁、六六頁)とのべている。

しかし一方モルガン—マルクスが野蛮時代中期に属する部族として分類したオーストラリア族のあいだでは、シャレイによれば土地だけではなく、「氏族全体の防禦または利益のために」甲冑や丸木舟や網等が共同で使用されているのみならず「ソロモン諸島では、男がヨーロッパ人の家で働いて帰ってくると、彼の属する団体のメンバーに収益の全部を分配する」(シャレイ「財の歴史」一八頁)。すなわち共同体的な財産の運用・管理があったと想像せられるのである。

またオーストラリアとポルネシア族のあいだには、部族間における贈与という形式のもとに行なわれる全体的給付組織^{II}われわれの言葉でいう原始共同体取引があったことをモースは検出している。

彼はこの「全体的給付組織」の意義と性質をつぎのようにのべている。

「現在の経済と法に先行するそれらにあって、個人相互間で行なわれる取引を通しての財産、富ならびに生産物のいわば単純な交換が検証されたことは一度もない。まず第一に、相互に義務を負い、交換し、契約するのは個人ではなくて集団である。契約に立ち合う者は無形人 (Personnes morales) である。すなわち、氏族、部族、家族が、同一地

域に相對する集團として、あるいはその長を媒介として、あるいは同時にこれら二つの態様で、相對立し、相對峙するのである」とわれわれの言葉でいえば「共產主義的原則」にもとづいて集團相互の義務、交換、契約が行なわれることを検出し、さらに「彼らが交換するものは、もっぱら、財産や富、動産や不動産などの経済的に有用なものだけでは」なく、「それは、なによりもまず、礼儀、饗宴、儀式、軍事奉仕、婦女、子供、舞踏、祭礼および市であって、これらの取引は諸契約の一つにすぎず、その富の流通は更に一般的でしかも恒常的な契約の諸項目の一つにすぎない」と、交換されるもの、中心が、精神的・道徳のないし宗教的（礼儀、儀式、祭礼）なものや、軍事的なものや、娯樂（舞踏、饗宴）や、人間（ただし、奴隸としてではなく、相互信頼ないしフナルア家族や氏族制度の要求から生じたものである）にあったことを検出している。これは、交換さるべき経済財が少なかったという理由以外に、以上の用役や人間の贈与形式の交換が平等な相互扶助、平和、信頼、ないし幸福を目的としている点で「共產主義的原則」にかなっている、と考えられる。したがってこのようなものの相互の贈与が、氏族、部族家族間でなされたのは「原始共同体社会」維持のためという高次の目的からする（たとえそれが意識的であれ、無意識的であれ）「一般的でしかも恒常的な契約の諸項目の一部」であったのである。第三に、このことの認識の不足が原始社会について会計学者を誤りに導いた現象の一つでもあるのだが——「この給付および反対給付は、どちらかといえば、任意的な形式の下で、贈り物、進物によってなされるが、実際は、蔽密には、義務的なものであって、その不履行の場合には、公私の闘争に導くもので」あった（モース、前掲書、二六頁〜二七頁）。

以上が全体的給付組織Ⅱ原始共產主義取引のモースによつてのべられている特徴である。そして「これらの制度のもっとも純化された型は一般にオーストラリアあるいは北部アメリカの諸部族の二個の胞族 (charities) の協同關係に表示されているようにおもわれる。そこにあつては、彼らの儀式、婚姻、財産の承継、権利と利害の連繫、軍事上な

らびに宗教の地位などの一切のものが相補い合い、しかも部族の中の二個の半族 (moieties) の協同を前提条件としている」(モース、前掲書、一七頁)のである。

さらに、ポリネシアにおいても以上の「全体的給付組織」をもっていた、しかもそれは贈られたものと同等あるいはそれ以上のものをお返しするという給付組織をもっていたとされている。

とくにその「全体的給付組織」を形成するもの、なかで注目すべきは、マリオ族の「ハウ」(Hau)の信仰である。それはモースによれば、「物の霊、とくに森の霊や森の獲物の霊」であるが、それは、義務的給付組織を強制せしめる機能を果す信仰となっている。「ハウ」は贈った物に付着する霊であり、たとえばAの酋長がBの酋長に甲という贈り物をする、さらにBの酋長がCにその物を贈り、その返礼として乙という物をBの酋長が受取ったとするならば、そのお返しは、甲という贈り物の「ハウ」に刺激されてCの酋長がそうしたのである。したがって、それを望ましいものであっても、いやなものであっても、それをAに返さなければならぬ。それをCがひとり占めでもしようものなら、Cは疾病あるいは死亡という事故にすら見舞われるところの霊がある(モース、前掲書、四二頁〜四三頁参照)。要するに「タオンガ(品物)あるいは、そのハウ——それ自体一種の個体であるが——は、一連の保有者が彼らの固有財産、タオンガ、所有物、労働、あるいは、饗宴、款待、贈与の取りかわしによって、同等あるいはそれ以上のものをお返しをしないかぎり、彼につきまとうのであるが、ひとたび返礼がなされると、その贈与者は、こんどは最後の受贈者となった最初の贈与者にたいして、権威と勢力を行使するようになる」(モース、前掲書、四三頁〜四四頁)のである。それは自分の物を盗んだ者があるとき、盗んだ者に対して「『攫取力』(Prise)をもつと同じように、受益者にたいして攫取力を及ぼしうる」(モース、前掲書、四三頁)ものなのである。

なおこのような「義務的贈答制」をささえる慣習として、他の集団にものを贈る義務と、贈られたものを受取る義

務が強固に存在していた。「与えることを拒絶したり、あるいは招待することを等閑に付するのは、受けることを拒絶すると同様に、戦を宣するに等しい」(モース、前掲書、四九頁)のである。

結果として、この「義務的贈答制」は、生産を増大することを助けるものであることは明らかであり、贈物の交換は「死者の霊、神、動物および自然の事物の霊が『彼らにたいして気前よくなる』ように煽動する」という面をもち「贈物の交換は多くの富をもたらす」(以上、モース、前掲書、五三頁)と説かれているのである。

同時にまた「人や神にたいする贈与はまた両者によって平和をあがなうことを目的とす(モース、前掲書、五七頁)という特徴があることが注目されたという。このことは原始社会、とりわけ野蛮時代の氏族、部族、家族が強くもつていた共産主義的原则に照らしてみてもうなづける点である。

以上、野蛮時代の経済状態について、主として、その経済能力とりわけ評価能力や会計能力を明らかにするという観点から問題をとりあつかった。そのなかでつぎの諸点が明らかとなった。

- (1) 野蛮時代にも、とほしいけれども、生産財および剰余生産物の共同蓄積があった。
- (2) そのような財産はそれ以外の諸用役と共に、共産主義的原则にもとづいて、管理され、また家族、氏族、部族などの集団にたいして、贈与形式で配分ないし取引された。そのさい贈られた集団は贈られたものと等しい程度あるいはそれ以上のものを贈り返さねばならなかった。
- (3) 他集団との取引は、同時交換ではなく、一種の信用取引であつたために、贈与によって発生した義務(債権、債務)を確認せしめるものが必要であつた。

- (4) それは例えば「ハウ」と呼ぶ贈与物の中にある霊にたいする信仰や集団のなかでの公然たる取引その他で保証された。[※]

※ 広中俊雄氏は、「反対給付への期待の実現をキャンセルするものは、一方では、裏切った場合における贈与物取戻、実力的制裁、社会的制裁（名誉の喪失、嘲笑の甘受など）、経済的制裁（交易体系からの放逐など）、魔術的制裁（もらった物の魔術的な力への服従——物の中に祈り込められた呪咀が受贈者を滅すというような観念をモースは報告している）であると同時に、また、他方では、「義務的贈答」の円滑な運行によってえられる物質的な実益およびその他のさまざまな不利益（競争心とか虚栄心とかの満足、名誉・威信の向上、等々）である」ことをべておられる（広中俊雄「契約とその法的保護——その一歴史的発展——」法学協会雑誌第七〇巻三号、一九五三年二月二〇日発行）。

(5) このような贈与形式の交換をささえる他の条件として、贈る義務と、贈られたものを受取る義務と、それに対して、平等あるいはそれ以上のものをお返しする義務が強固に存在していた。このことから

(a) 財産の内容はとほしく、それ以外の諸用役（礼儀、饗宴、儀礼、軍事的奉仕等々）を含めての贈与形式の取引は資本主義にみられるほどに発達した価値の等価交換をもちろん示すものではない。

(b) したがって贈られたものと「同等あるいはそれ以上のもののお返し」というばあいの評価も不十分なものであったと思われる。しかし何らかの評価が恐らく首長を中心とする組織全体のなかでなされたことはたしかである。

(c) それによって生じた「債権」、「債務」を確認保証する信仰や慣習をもち、「できるだけすみやかに反対給付を要求」したことがあきらかとなった。[※]

※ 江守五夫氏は「法と道徳」に関する論述のなかで、共同体（江守氏は共同態という言葉を使われている）の「債権関係の形式」についてのべておられる。そのなかで氏は、共同体相互の交換を「略奪交換」、「無言交換」（沈黙交換）および「市場における物々交換」の三種類にわけられ、贈与形式による交換を共同体内部に主として生ずるものと考えられる。この贈与形式による物や責任の提供は「無償ではあるが、『与えた財物やなした奉仕の価値については正確に勘定しておいて、できるだけすみやかに反対給付を要求する』（シード）のだから、こういう「相互責任」は有償契約的な性格を示すものとして、有償契

約の端緒的な形態であるといえよう」(江守五夫「人間の社会」(中山書店)Ⅱ第九章「法と道德」五九頁、傍点筆者)と
べておられる。

しかしまた他方、この段階以後にあらわれたポトラッチⅡ競争型の全体的給付組織(モースによれば、それには、競争と敵対の原則が含まれている)と違って、「取引」されるものは、相互扶助、信頼、平和、娯楽、に結びついたものである。すなわち前に引用したごとく「人や神に対する贈与はまた両者によって平和をあがなうことを目的とする」ものであったのである。その点でこれ以後の時期にくらべこの時期には、はるかに、純粹に共產主義的原則にみちびかれていた、といつてよいと思われる。

それは相続の面にもあらわれている。氏族制度の下で、「死者の財産は、その同族者たちのあいだで分配された。じっさいには、それはもっとも近い親族者たちのあいだでわけられたが、一般的原則によると、財産は死者の氏族にのこされ、その成員たちのあいだで分配されねばならなかった。……子供たちはその母を相続したが、彼らの父とみなされるものが死んでも何もうけとらなかつた」(マルクス、前掲書、六六頁)のである。

なお、この全体的給付組織が、生産の促進に大きな役割を果したことも前述したごとくである。

Ⅲ 未開の下期および中期時代の評価能力

或は「債権、債務会計」について

同じくマルクスの「古代社会ノート」においてのべられている未開の下期および中期の人類の財産および発明、発見はつぎのようなものである。

まず未開の下期には、「とうもろこしやそのほかの植物の栽培が、無酵母パン、インディアン族の succotash (未熟な

とうもろこしと大豆でつくられた食物)、Tonomy (とうもろこしのジェリー)をあたえた。これはまた栽培している田畑や園圃にたいする新しい所有形態の発生をもたらしたのであった。土地は部族の共有であったが、いまや一定の個人または集団に、耕作している土地にたいする所有権がみとめられ、この土地が相続の対象となった」

さらにこの時期に主要な発明として土器製作と手織りがあり、アメリカにおいては穀粉食物をあたえたとうもろこしの栽培と灌漑によるそのほかの植物の栽培、東半球では動物の馴養があったといわれているので、当然これら、あるいはこれからえられたものが、財産としてつけ加わるであろう。

未開の中期には「私有財産のひじょうな増大と土地にたいする個人の関係のいくらかの変化」があった。「土地はなおも部族の共有財産であったが、いまやある部分は統治機関の維持のために、またある部分は——宗教目的のために分割されたが、住民大衆を養うために役だった大部分の土地は、氏族または一つの部落に居住している共同体に分配された。だれでも勝手にそれを売却したり、賃貸したりする権利をもっている私有財産として、土地や家屋を所有していないかった」

未開の中期には青銅の生産をし青銅の道具や武器があらわれた。とうもろこし、大豆、南瓜、煙草のほかに胡椒、トマト、ココアその他の果実の栽培や麻織物、毛織物、木綿織物があらわれ、また一種の酒が醸造せられた。アメリカではラマや一種の犬の馴養、七面鳥その他の鳥の飼養が始まった。

未開下期には柵をめぐらした集落、未開中期には要塞型の共同家屋が造られた。

更に未開の中期に絵文字、象形文字、音標文字、音標字母が発明されていることを特筆しておかなければならない。社会形態としては母系氏族制から父系氏族制立の発展しつつある時期であり、そのもとにプナルア家族が消滅し、対偶婚家族の共同生活が営まれ、また父系氏族制が発生しつつあった時期である。

対偶婚の共同世帯の生活については、セネカ・イロクオイ人のあいだで長年宣教師をしていたアーサー・ライトの証言がある。

「彼らの家族についていえば、彼らがまだ昔ながらのほそながい家屋[△]数家族からなる共產主義世帯[▽]に住んでいた時代には、……一つのクラン [Clan] [△]公氏族[▽]が優勢であり、したがって女たちは他のクラン[△]公氏族[▽]からその夫をむかえた。……普通、女のがわが家を支配した。貯蔵物は共有であった。しかし、あまりにも怠惰か無器用かで共同の貯蔵に応分の寄与をすることのできない不運な夫または情人は、あわれだった。家のうえにどんなに多くの子をもち、どんなに多くの私物をもつていようと、それにはおかない、いつなんどきでも、荷物をまとめてとつと出てゆけ、と命令されるのを覚悟しなければならなかった」(エンゲルス、前掲書、六二頁～六三頁)。

またラグナ部落のインディアン族のあいだの宣教師であるサミュエル・ゴーマンが、ニューメキシコ歴史協会での報告で、つぎのようにのべているという。

「所有権は家族のうち女にぞくしていて、母から娘へと母系によってつたえられる。彼らは土地を共有しているが、もし誰かが一片の土地を耕したら、その人はそれにたいして私有権をもっており、共同体のなかの誰れにでも売却することができる。……彼らのあいだでは、ふつう女たちが食物倉庫を管理し、彼女たちは隣人のイスパニヤ人たちよりも、将来について心をくぼる。ふつう彼女たちは一年間の食物を貯蔵するようにつとめる。二年の不作がつづいたときだけ、共同体としての部落が飢える」(マルクス、同、七三頁)と。

この二人の宣教師の証明の引用では、母系氏族のもとにある母権対偶婚世帯の生活が明らかとなる。そこでは

(1)女達が管理者としての役割をになっている。彼女らは、(2)共同貯蔵を行ない、ふつう向う一カ年ぐらいの食糧、その他共同生産物の貯蔵を行ない、(3)稼ぎの少ない夫を追出すことさえできる強い権利を所有している。(4)この管理

は何よりも共産主義的な管理であり、(5)土地は氏族および氏族の細分された集団がその所有者であり、耕作ないし使用者は占有権はあっても所有権はない。^(注1)

以上のなかからも管理者として女の管理能力のなかには、すでに相当程度の経済能力や評価能力の発達があるものがある。

このような共同世帯の家族は必ずいづれかの氏族に属した氏族員であった。この氏族員の権利・義務をイロクォイ族についてみると、

- (1) 酋長や首長を選出する権利
- (2) 酋長や首長をやめさせる権利
- (3) 氏族のなかで結婚しない義務
- (4) 死亡した氏族の成員の財産を相続する相互的義務
- (5) 援助、防衛、傷害にたいする復讐救済の相互的義務
- (6) 氏族の成員たちに名前をあたえる権利
- (7) 異族者を氏族に養取する権利
- (8) 氏族の宗教的儀式
- (9) 共同墓地
- (10) 氏族会議(マルクス、前掲書、九七頁—一〇五頁)^(注2)

であった。このうち、われわれの主題に、直接、間接に関連のあるものについてのみやや、詳細にみてみよう。

酋長は氏族の平和的な事務にたずさわり、首長は主として部族の事務を行ない、酋長とともに部族会議の成員であ

った。(5)に関連して、「もし損害賠償の判決が、ある人を破滅させるおそれがあるとしたら、親族たち(氏族)はその支払を分担した」し、「もし兄弟か息子が死ぬと、家の者は三カ月のあいだ食物の心配をするよりも、むしろ餓死しようとするので親、族たち(氏族)は彼らに必要なすべてのものを仕送りした」(マルクス、前掲書、一〇〇頁)という。氏族は、胞族を構成し、胞族は、同盟体を構成した。胞族は胞族員の利益を守り(「出目の合法性と市民権の守護」胞族員間の殺害事件の裁判)共同の営み(共同食事、公共の競技、初期の軍隊組織、諸会議の挙行など)をもった。

同盟体は、「はじめは必然的なもの(たとえば外部からの攻撃)によってもたらされた事実すぎないが、つぎに連合となり、ついで恒常的な同盟体となる」(マルクス、前掲書、一二九頁)というマルクスの言葉が、同盟体の生成の意義を明らかにしてくれる。この同盟体を構成する各部族は同盟体内部において共通の利益のためにそれぞれの役割を担当せしめられていた。オノンダガ部族が「貝殻帯の保管者」、「会議の火の番人」と呼ばれ、モホク部族は征服した諸部族からの「貢物の徴集者」(モルガン「古代社会」荒畑訳では「貢物の受領者」と訳されている)と呼ばれ、セネカ族は「長屋の門番」と呼ばれた。「貢物の徴集者」があったことは、征服部属からの貢物の徴集ないし受領の機能——今日それは会計機能と密着しているもの——が独立して営まれた証拠として重要である。

同じく未開の中期にあったメキシコのアステカ部族たちは、「土地を共有し、いくつかの親縁の諸家族からなりたっている大きい世帯をつくらしており、世帯のなかでは共産主義的生活様式がひろく行なわれていたと考えられる」(マルクス、前掲書、一七〇頁)。

そして「アステカ同盟体は、征服された諸部族を、その構成のなかにくわえようとはしなかった。氏族制度のもとでは、言語のちがいは、このためのうちかちがたい障害であった。彼らはその首長たちや古い慣習の力のままになっていた。時として貢物をあつめる者が、彼らのなかに居住していた」(マルクス、前掲書、一七五頁、傍点筆者)という。

増田義郎教授によれば、「一三七一の従属都市から税をとり立てるための税官吏および租税徴集の組織は、新大陸の古文化中もつとも完全なものだった」(増田義郎「古代アステカ王国」中公新書、七八頁)^(注3)といわれている。

そのアステカ部族では「美しい庭、武器や軍装の倉庫、立派な衣服、すぐれた技巧の綿織物改良された道具と容器、さまざまな食物、征服された各集落が現物で支払わねばならなかった貢物(計画的に課せられて苛酷にとりたてられたこの貢物は、織物や園圃耕作の生産物からなりたっていた)を書きとめるために主としてつかわれた絵文字、時をはかるための暦、物々交換のための市場、発達した都市生活の要求をみたすための行政的な諸職務、神官階級と人身御供をふくむ儀式がみられる寺院の礼拝。大軍事指導者の職がずっと大きい意義をもっていた」(マルクス、前掲書、一七六頁、傍点筆者)といわれる。

ここには貢物の徴取および受領機能ははっきりとあらわれているばかりでなく、その絵文字による記録がある。

つぎに各氏族、部族、世帯間の取引とそれにもとづく「債権、債務」はいかに処理されたかをみてみよう。

北西アメリカの「インディアン達はモースによれば「母系制胞族組織」と「父系制氏族の緩和形態」との間に位置づけられる社会組織をもっている。

彼等は、「全部族と全部族、氏族と氏族、家族と家族とが始終相互に訪問し合い、いくつかの儀式的なかで蓄積したものを「前後もわきまえず消費してしまふ」が、これらは「不断の『公平な条件の交換』をなしている」という。この競争型の義務贈答制^{II}ポトラッチは単なる儀礼ではなくして、経済的なものであり、「非常に大きい経済的な取引」がポトラッチのもとで行なわれるのである。モースが注にあげているポアスの叙述によると、「英領コロンビアのインディアンの経済組織は開化した民族のそれとまったく同様に広く信用を基礎にしている。インディアンたちはそのすべての事業にわたって、仲間の助力を当てる。彼は後日になってこれらの助力の補償をなすことを彼らに

約束する。あたかもわれわれが貨幣で計算するように、インディアンが毛布ではかってみて、もしこれらの提供された助力が高価なものになるときは、彼はおまけをつけて借り受けた額のお返しをなすことを約束する」

「インディアンは表記方法をもたないから取引の保護をはかるために、取引は公然となされる」

「インディアンはそのすべての仲間や隣人を盛大なポトラッチに招待し、外観上は永年の労働で蓄積した全成果を一時に浪費するかにみえるが」彼はその第一の目的としてその債務を弁済するためにそれを行なうとされている。そして「この弁済は、多くの儀式とか、あるいは、公正文書のような方法で公然となされる」

「第二の目的は彼の労働の成果から自己や子供のために最大の利益が生ずるように、それらを投資することである。この祭礼で、贈物を貰った者はそれらを借入物として受けて、彼らの現行の事業に利用するのではあるが、数年の後に、彼らは利子を付して贈与者あるいはその承継者に返す義務を負うのである」(モース、前掲書、一二〇頁、傍点筆者)と。なおこのような義務的贈答制をささえるものとしては名譽の觀念があり、ハイダ族やトリンギト族のポトラッチは「相互奉仕を名譽と考えることにある」(モース、前掲書、一一五頁)。

他方それは、酋長が自らの權威を維持する手段としてそれを利用してしているとモースは説いている。すなわち

「結社や氏族内の個人の政治上の地位やすべての種類の位階は戦争、運、相続、縁組、結婚によるのと同じように、『財産の戦い』(Guerre de propriété)によって獲得される。……子供の婚姻や結社内での地位は、交換され、返されるポトラッチの間でのみ決定されるだけである」(モース、前掲書、一一四頁)とのべられている。

また「紋章入りの銅板」がポトラッチの本質的な財産として部族、氏族の本質的な財産とされている。その銅板は護符などととも、それ自体他の銅板、更に多くの富——より高い地位ならびに他の精霊——これらはすべて同じ価値をもつものと彼らは考えているという——を獲得する手段である。この銅板は、モースによって一種の貨幣として

の役割を演じていると考えられている。モースの引用するところによれば

「ポアスは、それぞれの銅板が一連のポトラッチを経過するに依じて、価値を増す状況を詳細に検討した。たとえ
ば一九〇六年から一九一〇年頃のレサクサラヨ (Lesakalayo) という銅板の実際の価値は一枚四ドルの毛布九、〇〇〇
枚、シン四〇台、蓄音器二五台、仮面五〇個であった。そして、口上役は『ラクワギラの酋長のために、いま、わた
しはこれらの粗末な品物を全部差上げます』というのである」(モース、前掲書、一六一頁)とのべられている。さらに
このような贈与に対して返礼ができないはいは、その債務のために奴隷になることさえ、あるという。

「借り、つまり、ポトラッチを返しえない者は、その位階あるいは自由人たる身分すら失う。クワキウツル族
の間では、信用のない者が借財をする場合、彼は『奴隷として売渡す』(Vendre un esclave) と称される」(モース、前
掲書、一三三頁)という。

なおこの時期における牧畜の広汎な発展から父系氏族が次第に発生しつつあったと考えられる、この父系氏族のも
とにおける家父長世帯協同体は、群婚から発生する母権家族と近代社会の個別家族とのあいだの過渡段階をなすも
であった。エンゲルスによれば

「南斯拉ヴ人のザドルガは、このような家族共同体の、いまなお生きている最良の実例をあたえている。それは、
一人の父の血を引く数世代の子孫と彼らの妻とを包括している。彼らはみな一つの屋敷にいっしょにすみ、彼らの畑
地を共同でたがやし、共同の貯蔵によって衣食し、収穫の余剰を共同で保有する。この共同体は家長の最高管理のも
とにおかれて、家長は、外部にたいして共同体を代表し、小さな物品を譲渡する権限をまかせられ、会計をつかさど
り、会計と業務の規則的進行とについて責任を負う」のであるが、「多少とも重要な売買とくに所有地の売買を決定す
る」ためには最高の権力機関である家族会議、すなわち男女の成年家族員の全員会議にあったといわれている(エン

ゲルス、前掲書、七五頁、傍点筆者)。

ここでは会計職能——その内容についてはいま問わないとして——が家長＝管理者の職能としてはっきりとみとめられるにいたっている。

以上いくつかの引用を未開下期および中期におけるわれわれの観点からの特徴をもとめるためになした。もちろんそのなかで、必ずしも時代区分のあきらかでないものもあり、あるいはモースの所説などについては、マルクス主義的な観点からの批判的摂取を必要とする面をもつ。これらの点を考慮しながら、この時代の、人類の経済能力ないし評価能力といわれるもの、さらに会計職能についての発達を要約してみると、

(1) 未開の下期、中期には、野蛮時代にくらべて財産の量、種類が著しく増加してきている。それだけの人類の生産方法が改善され、剰余生産物が豊富になったことを示している(とりわけ土器製作、製銅、牧畜、田園栽培など)。

(2) 生産そのものが、共産主義的におこなわれておるために、このような生産物や生産手段あるいは生産そのものが、さらにより多くの剰余生産物をあげるために共同管理されねばならず、それをまず女性が、ついで男性が行なうようになり、その面から人間の経済能力、評価能力を著しく発展させ、家父長制にいたり、「会計職能」といわれるものが、家父長の管理職能の一つとして確認されるにいたっている。

この会計職能の内容は、これまでみてきたように生産物の成員間の分配と貯蔵、生産手段の保管、他家族、氏族、部族などのあいだで行なわれる。主として贈与形式の交換などに関連するものであり、しかもそれが、何らかの方法による記録にもとづくときに、はじめて会計職能といわれるはずのものに近づくのであるが、その具体的な事実についてはほとんど紹介がない(ただ、アステカ部落における貢税についての絵文字の記録、モースのあげている債務の弁済を示

す「公正証書」——その内容がどのようなものか全く不明であるが——、さらに値打を示した銅板の贈与などが取引、財産の記録にほぼ到達しつつあることを示している。しかしすでにこの時期にいくつかの形式の文字が表われており発掘された記念物にかかれた文字——あきらかに条件的な記号の範疇にある象形文字——は……アメリカ原住民が独立的に音標字母にたつたことをしめしている(マルクス、前掲書、六七頁)ことを考え合せれば、何らかの財産、取引についての記録がなされたのではないか、と考えられる。^(注4)

(3) さらに部族あるいは同盟体——それは攻守同盟の性格をもつものであった——がその立場から会計職能を必要ならしめつつあった。

それはイロクオイ同盟体における「貢物の徴収ないし受領」機能を独立して担当する部族があらわれたこと、アステカ同盟体における隷屬部族に在駐するアステカ族の貢税徴収人の存在とその貢物の管理を示す絵文字の存在は、この面からの会計職能の存在をしめしている。

(4) さらに部族、氏族、世帯間の「取引」も次第に増加し、それは単なる儀礼、相互扶助よりも、より経済的なものになっていった。モースによれば贈物をもたらした返礼は、それ以上のものでなされねばならず「その割合は年に三〇%から一〇〇%である」(モース、前掲書、二三三頁)とのべている。

(5) このような贈与形式で行なわれる取引——信用取引——を確認する手段としては、単なる名譽の觀念——受取ったもの以上のものを返さなければ不名譽である——の外に、集團の面前で取引を行なうこと、きれいに刺繍された一種の毛布、銅板、護符のごときを渡すこと——それは一種の貨幣の役割を果している。それには特別の精霊がこめられているとされている——の外に「公正証書」が渡された、という。ここではオーストラリア族、プロネシア族以上に進んだ取引の確認形態をもっており、それは債権、債務の簿記的確認制度に近づきつつある。

なおモースの調査を信頼するとすれば、債務の支払ができない族員は奴隷にされるばあいがあつたという——古代ギリシアローマでみられる債務奴隷制がここですでに発生していることになるし、酋長が自己の地位を確保するために盛大なポトラッチを行なう慣習が一般化しているというモースの見解を認めれば、すでにインディアン社会には階級分化Ⅱ原始共産主義社会の矛盾をみなければならぬ。

注1 「財産の歴史」の著者フェリシャン・シャレイは、未開人の財産および財産概念についてつぎのようについて述べている。「原始社会では個人財産は少数の物に限られ、大部分の財産は集団に属する。特に土地の如きはその典形であり、土地は言葉の最も完全な意味における全社会、集団すなわち生存者と死者の全員からなる集団に属する」(『原始人の心』一二二頁)——原始人にあつては、集団こそ真実の社会単位であり、個人は単なるその一要素にすぎず、集団と感応しあうことによつてのみ存在できるものだからである」(フェリシャン・シャレイ、松本暉男訳「財産の歴史」ハクセジュ文庫V一八頁)と。

注2 モルガン、荒畑寒村訳「古代社会」(角川文庫)上、八五頁、八六頁参照。

注3 増田義郎教授はアステカ同盟体を「王国」としてとらえておられる。アステカ同盟の「王」であつたモンテスマの権力については、「一六世紀当時のヨーロッパの絶対君主と同じような意味での王ではなかつた。えんの貴族の合同会議によつてえらび出された彼は三人の最高顧問(軍の司令官、大僧正、首都の長官)の助言によつてよく支えられながら、王としての役目をはたしていた」(一五四頁)などと、「王」としての範疇と異なるいくつかの点を、特殊な性格の王国としてとらえられている。しかし、それを原始共産制度のもとにある同盟体であるという理解に立てば、本質的に説明できるはずである。

注4 ムーアハウスは「文学の歴史」(ねずまざし訳、岩波新書)のなかで、アメリカ北部のインディアンは絵の記号をもつていたことを実例をもつてしめしておられる。そこでは人数や日数などもはっきりと、絵の記号によつてしめされている(同、七頁—一二頁参照)。

追記

なお紙数の都合で、Ⅱに入るべき予定であつた「原始共同体制度の物質的社会的条件」および最後の章に予定していた「未開の上期『債権・債務会計』の発生」の項を割愛せざるをえなかつた。別の機会に譲りたい。